

# お知らせ 掲示板!

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)

※お問い合わせ先に記載の電話番号は、  
役場各課の直通番号です。

## ○特公賃住宅(ふれあい団地・14区)

◆入居資格  
住宅に困窮していく、所得(月額)が  
15万8000円を超える、町が定める基  
準に該当する者。

### ◆募集住宅

◆I棟2階【平成13年度建設】  
2DK(単身用) 1戸

◆家賃(収入区分による)  
月額3万3000円~3万9600円

### ◆募集期間

いずれの住宅も3月1日(木)~12日(月)  
※お申し込みやお問い合わせは、建設  
課公営住宅担当 ☎2-4297まで

## 募 集

### 公営住宅入居者

○町営住宅(ふれあい団地・14区)

### ◆入居資格

住宅に困窮していく、所得(月額)が  
15万8000円を超える、町が定める基  
準に該当する者。

◆募集住宅  
◆D棟2階【平成11年度建設】  
3LDK(世帯用) 1戸

◆家賃(収入区分による)  
月額2万6600円~3万9600円

日本代表青年募集中!  
内閣府では、国際社会・地域社会で活躍する次代を担うにふさわしい青年を育成するため、青年国際交流事業を実施しています。日本と世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野とリーダーシップを身に付けるプログラムです。  
日本代表青年として各国の選抜された青年と研修・交流を行い、自分を成長させてみませんか?

「東南アジア青年の船」事業、「世界青年の船」事業、国際青年育成交流事業、日本・中国青年親善交流事業、日本・韓国青年親善交流事業、地域コアリーダープログラムの参加青年を募集しています。

## 青年国際交流事業 日本代表青年募集中!



### 臨時保育士等

- ◆公募職種 臨時保育士等(臨時職員)
- ◆公募人数 若干名
- ◆応募資格 次のいずれかの資格を有する方
  - 保育士資格 ●幼稚園教諭免許
- ◆雇用期間 平成30年4月1日~平成31年3月24日
- ◆待 遇 月給155,600円以上で経験により決定。  
社会保険・雇用保険加入。
- ◆面接試験 応募者に後日通知します
- ◆申込方法 ◆提出書類 履歴書(総務課で用意する所定の用紙を使用してください)  
◆申込先 総務課職員担当  
◆申込期限 3月9日(金)17時15分まで

※応募やお問い合わせは、  
総務課職員担当(☎2-2111)まで

### 学校給食センター調理担当

- ◆公募職種 学校給食センター調理担当(パート職員)
- ◆公募人数 若干名
- ◆応募資格 町内に居住する方
- ◆雇用期間 採用後~平成31年3月31日
- ◆待 遇 3月までは時給942円、4月以降は時給955円
- ◆勤務時間 7時40分~16時25分の間で指定する時間
- ◆面接試験 応募者に後日通知します
- ◆申込方法 ◆提出書類 履歴書(市販のもので可)  
◆申込先 上士幌町学校給食センター  
◆申込期限 応募があり次第、面接試験を行い、必要採用者数に達した時点で申し込みを締め切ります



※応募やお問い合わせは、  
学校給食センター(☎2-2034)まで



# 子どもおたのしみ! ステージショー

3月24日(土)

生涯学習センターわっか 視聴覚ホール  
10:00 ~ 12:00 (開場 9:40)

詳細については、内閣府青年国際交流担当室(☎ 03-6257-1434、<http://www.cao.go.jp/koryu/>)または北海道総合政策部国際局国際課(☎ 011-204-5091)までお問い合わせください。

催  
し

依存症について  
学んでみませんか?

最近、「依存症」という言葉が身近に聞かれるようになってきました。どの年代にも、誰にでも起り得る身近な問題であるにもかかわらず、「一体、どこからが依存症というのか?」「やめられないのはなぜなのか?」「やめられないのは、本人の意志や弱さの問題ではないのか?」など、正しく理解されていないのが現状です。

そこで、十勝になじみのある前・緑ヶ丘病院医師である田邊等先生をお招きし、依存症について学びます。

◆テーマ

『もしかして、私も、依存症?!』

◆携帯電話、インターネット、買い物、拒食、過食、リストカット、アルコール： 生活に支障をきたしているませんか?』

## 町民法律相談

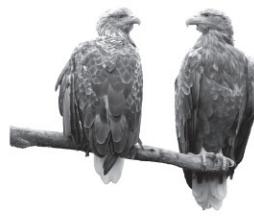
町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会を開催します。悩みごとや困りごと、トラブルなど、法的解決が必要な事項について、弁護士が相談に応じ

◆日時 3月6日(火) 18時30分~20時  
(受付18時)  
◆場所 生涯学習センターわっか  
会議室1

ます。お気軽にお申し込みください。  
◆申込期限 3月20日(火)まで

◆相談員 弁護士 中島 和典 氏  
◆日時 3月26日(月) 10時~12時  
まで

◆予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。  
◆お申し込みやお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(☎ 02-4290)



◆オジロワシ・オオワシ編

◆日時 3月4日(日) 9時~11時  
※荒天時中止  
(9時に自然館集合)

糠平湖周辺でオジロワシやオオワシなどを観察します。

## 自然観察会

◆講師 北星学園大学 社会福祉学部 教授田邊等氏(前・緑ヶ丘病院医師)  
◆申込不要で、どなたでもご参加いただけます。中学生・高校生も参加可能です。  
※お問い合わせは、教育委員会子ども課子ども発達支援センター(☎ 02-4773)、または保健福祉課健康増進担当(☎ 02-4128)まで



十勝信用組合では、将来、社会において有用な人材を育成するため、ひとり親家庭などの高校生を対象に、修学上必要な学資金などの一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度「しんくみ はばたき奨学金」を創設しました。

この度、平成30年度の奨学生を募集しますので、受給をご希望の方は募集内容をご確認のうえ、お申込みください。

- ◆受給資格 十勝管内の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生で、保護者が当組合の営業地区(帯広市・音更町・幕別町・芽室町・上士幌町)内に住所を有する方。また、保護者(主たる家計支持者1人)の収入が、給与所得者は270万円以下、それ以外の方は135万円以下の方。
- ◆募集人員 10名 ※応募多数の場合は抽選により決定
- ◆募集期間 4月2日(月)~27日(金) ※当組合の営業日のみ
- ◆給付額・給付期間 月額:8,000円 期間:1年間
- ◆応募方法 応募の方法や必要書類については、営業窓口にお問い合わせいただきか、十勝信用組合ホームページ(<http://www.tokachishinkumi.com>)でご確認ください。

※お申し込みやお問い合わせは、十勝信用組合上士幌支店(☎ 2-3111)、または十勝信用組合総務部(☎ 0155-23-1375)まで

## しじと・くらしの相談会

十勝管内の4つの相談センター（と

かち生活あんしんセンター、帯広市自立支援センターふらっと、おびひろ地域若者サポートステーション、母子家庭等就業・自立支援センター）と法テラス釧路が合同で、仕事や生活、家族関係など多様な悩みごとに一括して対応する相談会を行います。

◆日時 3月17日(土) 13時～16時  
◆場所 とかちプラザ4階  
講習室401

◆対象 十勝管内にお住まいの方

◆その他 相談無料、予約不要で、秘密は厳守いたします。  
※お問い合わせは、とかち生活あんしんセンター（☎0155-66-7112）まで

## お知らせ・啓発

### 就学援助費の申し込み

町では、小学生および中学生の就学に困難をきたしている方に、学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助を行っています。

就学援助受給者の決定は、保護者の申し込みにより、教育委員会が認定基準を満たしているか調査等を行い、6月中旬の課税台帳整備後に決定・通知されます。

2・3014)まで

◆申込期限 3月30日(金)  
◆その他 申込書は、各学校を通して町内の全児童生徒に配布しております。また、町ホームページ(<http://www.kamishiro.jp>)からダウンロードも可能です。

◆申込先 教育委員会子ども課  
総務・学校教育担当

### 役場前の

## バス停が移動になります!

4月1日(日)から、これまでの上士幌役場前停留所が新しく建設された「上士幌町交通ターミナル」へ移動となります。



なお、交通ターミナルは4月20日(金)オープン予定のため、それまで建物内には入れませんのでご了承ください。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当（☎2-4290）まで

平成30年度の申し込みを受け付けておりますので、希望される方はお早めにお申し込みください。

#### ◆認定基準

- ①前年の世帯全員の総収入が、当該年度の生活保護法に基づく基準の1.3倍を基礎とした算定額を超えない者。
- ②右記①に該当し、かつ「上士幌町就学援助認定要領」の給与対象者に該当する者。（児童扶養手当受給者、町民税非課税または減免者など）

#### ◆提出書類

- ◆就学援助費受給申込書
- ◆平成29年中(平成29年1～12月)の全ての所得を証明する「源泉徴収票写し」または「確定申告書用紙写し」：
- ◆世帯全員分

#### ◆個人情報確認同意書

- ◆申込書は、各学校を通して町内の全児童生徒に配布しております。また、町ホームページ(<http://www.kamishiro.jp>)からダウンロードも可能です。

## ナイタイ高原牧場レストハウス(実施設計) 道の駅(基本設計)



### 町民説明会

現在、整備を進めてありますナイタイ高原牧場レストハウスの『実施設計』および、道の駅の『基本設計』について、図面をもとに設計内容をご説明いたします。

どうぞお気軽にご参加ください。

- 日時 3月2日(金) 18:30～20:30
- 会場 生涯学習センターわっか 会議室1・2
- 内容
  - ナイタイ高原牧場レストハウスの実施設計について
  - 道の駅の基本設計について

事前申込は不要です

※お問い合わせは、商工観光課観光担当（☎2-4291）まで



主催:おびひろ自主上映の会

## 映画「紅い襷～富岡製糸場物語～」上士幌上映会

2014年、世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」。それは、かつて日本人とフランス人の女性がともに、時代を切り開いた証し。名もなき工女たちが近代化という扉を自ら開いた先で手にしたものとは?

日時	<b>3月17日 土</b>	13:10 開場／13:30 上映 (100分)
会場	<b>生涯学習センターわっか 視聴覚ホール</b>	
料金	大人 1,000円／中高生 500円／小学生以下無料	

※お問い合わせは、おびひろ自主上映の会・鈴木(☎0155-66-5015)まで



## ♥国民健康保険(国保)の仕組みが変わります

国保は、病気やケガに備えて加入者が保険税を納め、万一のときの医療費などに充てる「助け合い」の医療制度です。

国保制度は、市町村ごとに運営しており、定年退職者や非正規労働者の加入割合が増加する中で、医療費の増や加入者の所得が低いなど財政運営が不安定という構造的な課題を抱えています。

このため、国民皆保険制度を将来にわたって維持するため、平成30年度から国保の運営に都道府県が加わるなど、制度の改正が行われることになりました。



### 市町村と北海道の役割分担について

新たな国保制度は、次の2点を目標としています。

- ① 市町村で大きな差がある保険税(料)を平準化し、北海道全体で公平な負担に近づけていくこと
- ② 市町村が抱える医療負担リスクを北海道全体で分散させていくこと

北海道は新たに国保の運営に加わり、安定的な国保の財政運営の中心を担い、市町村はこれまでどおり、国保加入者の身近な窓口として、国保に関する申請や届出の受付などを行います。

また、これまで市町村で運営されていた国保財政が北海道に一元化されることにより、保険給付(医療費など)の費用は北海道から市町村に公布され、市町村は北海道が保険給付を行うために必要な費用の一部となる納付金を、国保加入者から納付される国保税を元に北海道へ納めることになります。



### 国民健康保険証などの有効期間や様式が変わります

今まで保険証の有効期間は10月31日でしたが、7月31日に変わります。平成29年10月31日の更新の際に、新たな有効期限を平成30年7月31日までとしています。



### 平成30年8月1日から、保険証と高齢受給者証が1枚になります

70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方には、高齢受給者証を交付します。

平成30年7月31日までは、保険証と高齢受給者証をそれぞれ1枚ずつ交付します。平成30年8月1日以降は、保険証と高齢受給者証が一体化したものを1枚交付します。

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで



## 利用者募集 糠平湖畔休憩施設



レクリエーションの普及や観光振興のために設置している糠平湖畔休憩施設を貸し出します。使用を希望される方は、担当までお問い合わせください。

### ◆募集要件

- ① 対象者は町内の法人、団体および個人
- ② 施設は現状での貸し出し
- ◇ 施設を事前にご覧になりたい方は、担当までご連絡ください。

### ◆申込期限

3月19日(月)

※お申し込みやお問い合わせは、商工観光課観光担当(☎2-4291)まで

◆特別弔慰金(第十回特別弔慰金)の請求はお済ですか?  
戦没者等の遺族に対する第十回特別弔慰金の請求期限は、平成30年4月2日です。この期限を過ぎると、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅しますので、期限内にお手続きください。

### ◆支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合、次の順序による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戰没者の子
- 3 戰没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時の生計関係等の要件により順番に入れ替わります。)
- 4 右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ◆支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

※請求やお問い合わせは、保健福祉課  
福祉担当(☎2-4296)まで

## 第十回 特別弔慰金

＊特別弔慰金(第十回特別弔慰金)の請求はお済ですか?



## かみしほろ 生涯活躍のまち の取り組み

### ■ まちづくり会社では『かみしほろ人材センター』を設立します

「かみしほろ人材センター」の目的は、働くことを通して社会参加し、自らの生きがいの充実と健康の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに貢献することです。

事業内容は、上士幌町内の事業者様(家庭、民間事業者、公共団体)から、人材センターが臨時的かつ短期的な業務やその他の簡易な業務を請け負い、会員(上士幌町内在住者や在住者以外の方)にその業務を発注します。

会費は無料で、年齢は問いません。事業者と会員を募集しますので、仕事を発注したい町内の事業者様(個人も含む)や、仕事を請け負っていただける個人の方は、お気軽にお問い合わせください。

### ♪まちづくり会社のホームページができました!

これからも内容を充実させていきますので、ぜひご覧ください。

- ▶ホームページ <http://kamishihoro-town.com/>
- ▶フェイスブック <https://www.facebook.com/kamishihoro.hokkaido/>
- ▶インスタグラム <https://www.instagram.com/kamishihorotown/>

ご意見・ご感想をお寄せください

共感できる投稿でしたら『いいね!』を  
お願いします!



※お問い合わせは、生涯活躍のまち かみしほろ(☎7-7630)まで

## 冬道運転は危険 ゆとりを持つて、ルールを守つて！

今年1月、芽室町、音更町、帶広市で交通死傷事故が連続発生しました。芽室町、音更町の交通死亡事故は、郊外の一時停止標識がある交差点での『出会い頭事故』でした。

事故を起さないために、一時停止標識のある交差点付近を走行する場合は、速度を落とすだけではなく、必ず車を一旦停止させ、安全確認を徹底しましょう！

### 【町民の皆さんへ】

冬道は、路面凍結、わだち、吹き溜まり等で路面状況が悪化し、交差点では雪山等により見通しが悪くなっています。事故に遭わない、事故を起さないために、冬道の運転はゆとりを持って、交通ルールを守つて、安全運転に心がけましょう。

### 【事業者等の皆さんへ】

町内市街地等では、除雪による雪山が点在しています。特に交差点付近の雪山は、自動車往来の見通しを悪くするなど、交通安全上の障害にもなります。事業者等の皆さんにおかれましては、除排雪にご協力くださいますようお願いいたします。

## 音更町の死亡事故

▼発生	平成30年1月22日 18時00分頃
▼場所	一時停止標識のある道道交差点
▼原因等	出会い頭衝突
▼被害者	55歳男性・死亡

## ■帶広市の交通事故

▼発生	平成30年1月25日 8時25分頃
▼場所	国道38号の信号交差点
▼原因等	運転手の赤信号見落し
▼被害者	16歳男性(歩行者)・重傷



## 石綿関連疾患の労災補償制度

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について、中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸つてから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、北海道労働局にご相談ください。

※お問い合わせは、北海道労働局労働基準部労災補償課（☎011-709-1231内線3590）まで

## 交通安全協会と防犯協会の合併について

上士幌町交通安全協会は、昭和45年に設立し、交通法令の遵守を呼びかけ交通事故の防止に向けて活動してまいりました。また、上士幌町防犯協会は、昭和39年に設立し、犯罪の未然防止、青少年の健全育成など、地域の安全活動を推進してまいりました。

町民の皆さんにおかれましては、この間、両協会の活動に対しましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今、振り込め詐欺や架空請求などの特殊詐欺も手口が巧妙化し、子ども・女性・高齢者等を対象とした犯罪が多発しています。さらに、飲酒運転等による交通死亡事故が後を絶たない状況です。

このような情勢の中、交通安全協会と防犯協会は、それぞれの活動を通じて地域の安心と安全に取り組んでまいりましたが、両協会の役員参集による検討の結果、組織合併により多角的な活動を推進する必要があるとの結論に至りました。

合併後は、「上士幌町生活安全推進協議会(仮称)」として両協議会の活動を継承し、地域安全活動の推進により町民の皆さんのが安心で安全な生活ができるまちづくりに寄与したいと考えてあります。

### 解散総会および設立総会

会場：山村開発センター 第2研修室

- 3月23日(金) 18時30分～ 上士幌町交通安全協会 解散総会
- 19時00分～ 上士幌町防犯協会 解散総会
- 19時30分～ 上士幌町生活安全推進協議会(仮称) 設立総会

※会員・町民の皆さん、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

## 雇用保険、正しい受給で確かな就職

雇用保険は、失業中の生活を心配せずに仕事探しに専念し、一日も早く再就職して、ただくために失業等給付を支給することを目的とした制度です。

また、雇用保険は、労働者および事業主の皆さんに納めていただきた保険料と、国民の皆さんからの貴重な税金によって運営されています。

ところが、働いている事実を申告しないなど偽りまたは不正な手段により、基本手当、特例一時金などの支給を受け、または受けようとするなど不正受給が後を絶ちません。一部の受給者によつて不正な受給が行われることは、雇用保険制度の健全な運営を阻害することになりかねません。

もし、不正受給をしますと、最大で不正に受給した金額の3倍に相当する金額を納めなければならぬなど、大変厳しい処分を受けることとなります。

雇用保険制度を正しく理解していくために、本制度の周知を行い、不正受給未然防止の啓発活動を行つています。本主旨をご理解いただき、“正しい受給”にご協力ください。

※お問い合わせは、ハローワーク帯広

(帯広公共職業安定所) 帯広市西5条南5丁目2(☎ 0155-23-8296)

音声案内11#) または、ハローワーク池田(帯広公共職業安定所池田分室) 池田町西2条2丁目(☎ 015-572-

2561) まで

## 犬の飼い主のみなさんへ

### ◆ 犬の登録はお済みですか？

犬の飼い主は、犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬は、生後90日を経過した日)から30日以内に、市町村に犬の登録を申請しなければなりません。(更新の必要はありません。)

登録をすると市町村から鑑札が交付されます。犬が迷子になったときには、この鑑札の番号で飼い主がわかりますので、首輪などに必ず着けましょう。

また、登録後に飼い主や住所が変わつたり、犬が死亡した場合は、届け出が必要となります。

### ◆ 狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病予防法により、犬の飼い主には生後91日以上の犬に狂犬病の予防注射を毎年1回、原則として4月から6月の間に受けさせることが義務づけられています。

狂犬病は感染し、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。狂犬病を防ぐために犬の登録制度があり、予防注射が義務づけられています。予防注射を受けていない場合は、必ずお近くの動物病院で受けさせるようにしてください。

### ◆ 飼い主のマナーを守りましょう！

道路脇や公園内に犬のふんが見つれます。犬を散歩させるときは必ず袋などを持参し、ふんを処分してください。また、犬の鳴き声や放し飼いの苦情も寄せられています。犬が吠えるのは、ストレスがたまっていることが考えら

れます。犬を散歩させることで、ストレスを減らしてあげてください。犬を放し飼いにすると他の犬や人を噛むなどの事故が起きことがありますので絶対にやめてください。(散歩中に犬を放す行為も同様です。)

地域の人たちに迷惑をかけないために、飼い主のマナーを守つてペットを正しく飼いましょう。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎ 2-4294)まで

## 自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

◆ 引越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合、運輸支局での変更手続きが必要です。

◆ 住所が変わったとき(変更登録)

◆ 自動車を売買したとき(移転登録)

◆ 自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

平成30年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いいたします。

### ◆ 変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

※お問い合わせは、札幌道税事務所自動車税部(☎ 011-746-1197)まで

## 一般廃棄物収集運搬業の許可申請

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物の収集運搬業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならぬことになっています。

上士幌町では、許可申請に係る手数料が平成27年4月に有料化されました。

◆ 一般廃棄物処理業許可証の有効期間は、2年です。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎ 2-4294)まで

### 【許可等に係る申請手数料】

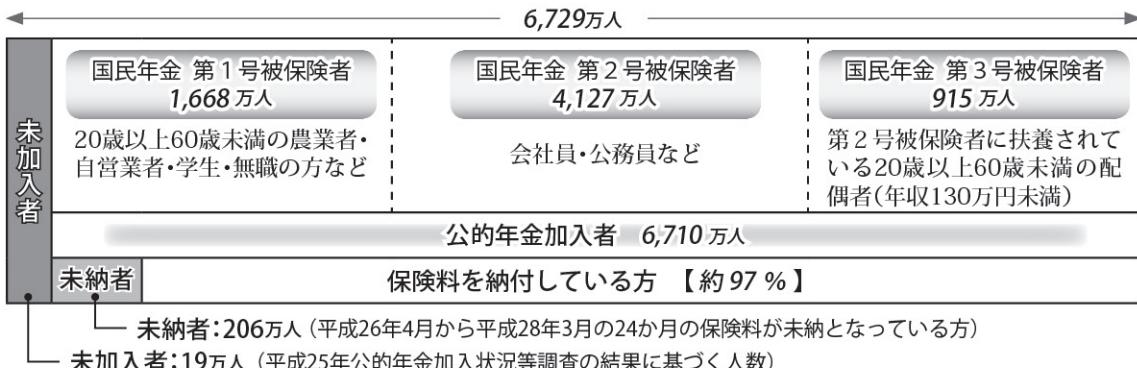
申請の種類	手数料
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件 20,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件 20,000円
一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	1件 20,000円
浄化槽清掃業許可更新申請手数料	1件 20,000円
一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	1件 5,000円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件 5,000円

# 国民年金 インフォメーション



## 約 97 %の方が保険料を納付しています…

国民年金第1号被保険者の平成27年度分の納付率は63.4%ですが、厚生年金等を合わせた公的年金加入者全体の約97%の方が保険料を納付しています。実際に保険料を払っていない方は全体の3%ほどです。



日本の公的年金制度は、納めた保険料に応じて年金が支給される社会保険方式で、国の制度のため、国が存続する限り破綻するようなことはありません。

公的年金制度には、国民一人ひとりの生活を守るという重要な役割があり、国民全員の加入が前提となっています。年金制度を正しく理解して不安を解消し、公的年金をベースに生活へのリスクに備えましょう。

町民課戸籍年金担当(☎2-4294)

## ♣ 防火の意識を高めよう！

平成28年に発生した火災件数はおよそ3万7千件となり、原因として最も多いものは「放火」「放火の疑い」とされ、全体の2割で約6千件を占めています。

放火は、深夜から早朝にかけての時間帯や、可燃物が多い場所、人目の届かない死角になる場所で多く発生しています。主に放火の対象となっている場所は、建物では廊下などの共用部分、屋外では敷地内や公園が上位となっています。

放火を予防するためには、物を放置しない、暗がりを作らない、施錠して防犯対策をするといった物理的な予防も大切ですが、何より効果が高いのは、地域活動などに積極的に参加し、周辺住民との関係性、連携を高め、防火意識を高めることが重要です。

地域ぐるみで、放火による火災を防ぎましょう！

## やっています！避難訓練



学童保育所での  
避難訓練



認定こども園での  
避難訓練

1月に避難訓練を実施した施設は次のとおりです。(消防把握分)

- 生涯学習センターわっか - 学童保育所
- 認定こども園ほろん

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です！実施する際は消防署にお知らせください。

## 火の用心

【平成30年出場状況】 1月31日現在の出場件数

- ◆火災出動 0件(うち1月 0件)
- ◆救急出場 22件(うち1月22件)

※お問い合わせは、上土幌消防署予防第1係(☎2-2519)まで

